**生徒のための「いじめ法令等の確認シート」【中高生向け】**

静岡県・静岡県教育委員会

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **年** |  | **組** | **氏名** |  |

「いじめ防止対策推進法」、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」等について、次の⑴～⑽の事項を確認してください。「確認欄」には、以前から知っていた場合は「１」を、そうでない場合は「２」を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **内容** | **確認欄** |
| ⑴ | いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」で決して許されません。いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。 |  |
| ⑵ | 法における「いじめ」の定義とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。 |  |
| ⑶ | 「いじめ」の定義の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指しています。 |  |
| ⑷ | いじめの定義にある「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味しています。 |  |
| ⑸ | いじめの行為には、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、仲間はずれ、集団による無視、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする、ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする、金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり壊されたり、捨てられたりする、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされるなどがあります。 |  |
| ⑹ | 「警察に相談又は通報すべきいじめの事例」（裏面）のとおり、いじめの中には犯罪に該当するものがあります。 |  |
| ⑺ | 学校生活では、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いに人格を尊重し合うことが大切です。 |  |
| ⑻ | 本校には「学校いじめ防止基本方針」があります。 |  |
| ⑼ | いじめに対しては、周囲の者が「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や「傍観者」にならず、勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」となることが重要です。 |  |
| ⑽ | 自分や周りの人がいじめで苦しんでいたら保護者や先生などの大人に相談し、助けを求めてください。それが難しい場合には、次に紹介するようないじめ相談窓口に連絡してください。○子供のＳＯＳの相談窓口（文部科学省）【児童生徒向け】・24時間子供ＳＯＳダイヤル（通話料無料）０１２０－０－７８３１０（なやみいおう）・ＳＮＳでの各種相談窓口<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112212.html>・電話での各種相談窓口<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112211.html> |  |

**警察に相談又は通報すべきいじめの事例**

|  |  |
| --- | --- |
| **学校で起こり得る事案の例** | **該当し得る犯罪** |
| ○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。○無理やりズボンを脱がす。 | 暴行（刑法第208条） |
| ○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。 | 傷害（刑法第204条） |
| ○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。 | 不同意わいせつ（刑法第176条） |
| ○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。 | 恐喝（刑法第249条） |
| ○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。○財布から現金を盗む。 | 窃盗（刑法第235条） |
| ○自転車を壊す。○制服をカッターで切り裂く。 | 器物損壊等（刑法第261条） |
| ○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。 | 強要（刑法第223条） |
| ○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。 | 脅迫（刑法第222条） |
| ○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。 | 名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条） |
| ○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。 | 自殺関与（刑法第202条） |
| ○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。○同級生の裸の写真・動画を友達１人に送信して提供する。○同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。 | 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第７条） |
| ○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。 | 私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第３条） |